

第二十 本朝四聲考

佐藤 寛

凡^レ國あれば、必^ス人あり、人あれば、必^ス音あり、音あれば、語を成さざるはなし、しかれども、其の例格は、國に由りて各、差別あり、印度は音韻を尙^ビび、支那は文章を尙^ビび、さて我が國は、言語を尙^フ、鄭爽^ハ祭^ハが説に、楚人長^ク於^テ音、所得^ニ從^ニ聞^ニ入^ニ、華人長^ク於^テ文、所得^ニ從^ニ見^ニ入^ニ、といへり、我が國の言語を尙^フは、猶^ホ彼の音韻文章を尙^フが如し、是を以て、言靈の幸はふ國、言靈の助くる國とて、我が言語には靈ありて、奇しく妙なりと誇れり、それ、すでに言語に靈ありて、奇しく妙なり、いかでか奇しく妙なる文章なからん、又いかでか奇

しく妙なる音韻なからん、殊に我が國は、東方の極位を占めて、陽光炳耀、大氣新鮮なれば、其の清淑の氣を承けて生るゝ人、いかでか又靈妙の音韻なからん、此の事、拙著論に委はしく論ひ置き、たれば就きて見るべし、これ彼の唐書にも、凡海表之國、以夏音聞者、獨日本耳と賞賛せる所以にあらずや。

それ印度は、音韻の國なり、音韻に委はしきは、いふもさらなり、後世悉曇學などいひて、一派の學原を開きし所以なり、悉曇は、マヘン印度語、これを漢譯せば成就といふ義なり、蓋し一切の事言、文字によりて成就すればなるべし、支那は、文章の國なり、文章を以て、事を記し、言を録し、且いろ／＼に巧を盡して、一種娛樂の具とさへしたり、されば文字の使用、章句の措置などこそあれ、音韻の事は、末なるが如し、これ文字は、黃帝の時よりありしも、音韻を、此彼いへるは、いまだ聞かざりし所以なり、後世音韻の學起り、さて始めて四聲の目を立てたるは、齊の沈約世に梁人なり、沈約、王融、謝朓の徒と、相共に聲律の道を建て、所謂平、上、去、入、を以て四聲とはしたるなり、さて我が國は、言語の國なり、其の語、五十音より成り立ちて足らぬことなく、餘ることなく、物をいふには、言ひ易く、きくには、聴き易かりければ、別に音韻の學を立て、之を研究せむの必

要もなかりしなり、然るに、應神天皇の御代に、始めて漢學の渡り來しこのかた、我が言語やうやうに移ろひ訛りつゝ、音韻の道も、これがために傷はれたり、されば、安麿が古事記を物する頃には、此の道いたく衰へて、物をいふに言ひにくく、きくに聴き易からず、まゝ、言ひそこなひ聴きひがむることやありけむ、記中に、

次成神名字比地邇上、神、次妹須比智邇去、神、

また

伊邪那美命先言阿那邇夜志愛上、袁登古袁、此十字以後伊邪那岐命言阿那邇夜志愛上、袁登賈袁、

また

爾天神之命以布斗麻邇爾、上○此五以音字ト相而詔之、

また

吾者到伊那志許米上、志許米岐、此九字穢國而在祁理、

此の如く、本文の下に、上、去などいふ字を、小く書き添へたるは、彼の四聲の目を假り

て讀音ヨミコエの上下アガリサガリを示したるものなり、これぞ我が國に四聲の目を應用したる始なるべき、又當時音韻のみだりがはしくなりて、古の如くならざらしをも想ふべし、
そも古は開合正しく、言に隨ひて其の義も亦明らかなりければ別に音韻の學なかりしなり、後音博士などいふもの出て來しも、只漢音吳音の差別又その訛謬を正すのみなりけり、天平の時に至り、右大臣吉備朝臣音韻の學に長せしよし、善相公の封事に見え、悉曇の傳は釋圓仁入唐して南天の寶月三藏より得たりしよし、三代實錄に見えたり、されども、これらは皆支那、印度等の音韻にて、我が所謂音韻にはあらず、さて我が音韻を學びて、其の讀音ヨミコエの抑揚曲折を嚴にせし例は、三代實錄に、貞觀九年正月十七日、二品仲野親王薨、親王者桓武天皇之第十二皇子也云々、幼辨慧、性寬裕云々、親王能用奏壽宣命之道、音儀詞語、足爲模範、當時王公罕職其儀、勅參議藤原朝臣基經、大江朝臣音人等、就親王六條亭受習其音詞、曲折焉、故致仕左大臣藤原朝臣緒嗣、授此義於親王、親王襲持不失師法焉、と見えたるにて、いとたやすからざりしを知るべし、さて其のたやすからざりしは、やがて音韻のみだりがはしくなれる故よしを知るべし、此は宣命に付きての例なれども、宣命は、耳に聽くべきものにして、目に

視るが主ならず、耳に聽くべきものは音韻を措きて他にあるべからず、その音韻の巨細、長短、昂抵、曲節などに由りて、同じき言も、其の義異なることあり、ざるを、其の曲節に拘はらずして讀むときは、聽き易からざるのみならず、往々思ひひがむることあれば、所謂受習其音詞、曲折したりけむ、古き書籍目錄に、宣命譜といふ物出でたり、今は傳はらねばいかなるものか知らねど、譜といへるを以て思ふに、その讀音ヨミコエの長短、曲折をしるべしたるものなるは、疑ふべくもあらず、これらの例を併はせて考ふるに、四聲の目こそ支那より起りたれ、我が國にも、早くより此の差別を立てたること知るべし、たゞし上古は前にもいへる如く、其の定はなかりしも、自然に例格に合ひて、謬まり違ふことあらざりけむ、その證は、神代紀、天石屋戸段に、天兒屋命云々、而廣厚稱辭、祈啓焉、于時、日神聞之、曰、頃者人雖多、請未有若此言之麗美者也、乃細開聲戸、而窺之とあるが如く、天兒屋命、此の稱辭を申すに當たり、もし其の長短、曲節に拘はらず、みだりに之を稱へ申さんには、いかでか、日神を感せしめまつらん、さて此の時、音韻の學ありや、言はずして、無かりしことは、明らかなり、その學なくして、その音韻の奇しく、妙なりしは、やがて言靈の幸はふ、國語靈の助くる國と、國人の誇りし所以

なりきと知るべし。

我が國の聲韻すべて五十連音より成り立てばまづ其の圖を掲げて、いさゝか其の組織と原理とを説明すべし。

五十連音圖

阿行	ア	イ	ウ	エ	オ	喉音
加行	カ	キ	ク	ケ	コ	齶音
佐行	サ	シ	ス	セ	ソ	齶音
多行	タ	チ	ツ	テ	ト	舌音
奈行	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	舌音
波行	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	唇音
麻行	マ	ミ	ム	メ	モ	唇音
也行	ヤ	イ	ユ	エ	ヨ	喉音
良行	ラ	リ	ル	レ	ロ	舌音
和行	ワ	ヰ	子	ゑ	を	喉音

此の如く、經緯正しく連ねたる圖を、五十連音圖といふ、さて其の經なるアイウエオ等の行を音といひ、緯なるあかさたなはまやらわ等の列を韻といふ、此の五十音の外に、母音と配合して、子音を生ずる、九個の音あり、これを父音といふ、その音幽微にして、いまだ明らかに、音聲にあらはれたるものにあらず、されば、これにあつる文字のあることなし、但、五十音の緯なるウクスツヌのウを除きて、他の九個の音と、や、同じきを以て、今假に片假名を以て、ウクスツヌフムユル子とやうに書き分けたり、さてアイウエオの行をも、片假名に記せるは、母音たることを知らせむがためのみ、此の父母兩音配合して、子音を生ず、其の子音を生ずるさまは、たとへば、クの父音をアの母音と配合して、クアかといふ子音を生じ、クの父音と、イの母音と配合して、クイきといふ子音を生じ、クの父音と、ウの母音と配合して、クウといふ子音を生じ、此のクの父音と、エの母音と配合して、クエけといふ子音を生じ、父母兩音配合して生じたる音なれば、已に明瞭なるクの父音と、オの母音と配合して、クオこといふ子音を生じ、さてかきくけこの加行を成せるが如く、他の行も、此の例にて知るべし、されば、母音は、アイウエオの五個にして、其の他の四十五個は、悉く子音なり、父音は、五十音

の外なること前にいへるが如し。

我が國五十音の組織および其の原理は、此の如く奇しく妙にして、父母兩音の配合に由りて、正しき子音を生じ、其の原理に本づきて、發音に注意せば、母音のイと子音のいと、母音のウと子音のうと、母音のエと子音のえと、母音のオと子音のをとおのづから輕重疾除の別ありて混同することなかるべし、此の五十音こそ千言萬語の母にして、天地間純粹正雅の音なれ、うべなるかな、宣長翁の「漢字三音考」に、我が五十音を除くの外は悉く鳥獸萬物の聲なりといはれしこと、さて此の音に種類あり、鼻音といひ、濁音といひ、半濁音といひ、拗音といひ、約音といひ、延音といひ、略音といひ、通音といひ、副音といふ、鼻音とは撥ぬる音にて、平假名にては、んを書き、片假名にては、ンを書く、すべて五十音は、口を閉ぢては、一音も發すること能はざるに、此の音に限り、口を閉づるも、尚その音を發することを得るものなり、宣長翁の三音考に、これを鳥獸萬物の聲とおとされたり、されども、此はもと、麻行のむ音の變化より出でたるものにて、かならずしも鳥獸萬物の聲にもあらざるべし、但今は、五十音外、一個の音となりて、概してむと同じく論すべからざるものあり、そは假名づかひ、音便等に

て區別あるを知るべし、濁音とは子音の中、加行、佐行、多行、波行の四行に限る、此はもと、我が正音ならねば、これが音標文字のあることなし、されば、清音の音標文字の傍に、ゝ點を加へて、其の標とせり、すなはち加行なるがぎぐげご、佐行なるざじずせぞ、多行なるだぢづでど、波行なる、ばびぶべぼの二十音をいふ、半濁音とは子音の中、加行、佐行、波行の三行に限る、此も濁音とひとしく、我が正音にあらざれば、音標文字のあることなし、故に、清音の音標文字の傍に、○點を加へて、清濁の音を區別す、すなはち加行なる、やきくけこ、佐行なる、さしすせそ、波行なる、はひふへほの十五音をいふ、さて加佐の二行は、世人常に濁點のみを加へて通用し、唯音聲の上にのみ區別して、これを書きあらはす時には、濁音字と區別せざるが如し、されど、既に一の半濁音なる以上は、波行と同じく、○點を加へて、濁音と區別する方至當なるべし、此の事、猶後にいふべし、拗音とは、五十音なる直音に對するものにて、第二韻韻とは五十音なる、いきしちにひみいりの、及、第三韻なる、うくすつぬふむゆるうを、父音とし、やいゆゑよ、及、わゐうゑを、母音として生ずる音なり、此も亦後にいふべし、約音とは、二音を一音に約めて呼び做すをいふ、即ちハタオリをハトリ、服部シヅオリをシドリ、倭文タ、キアヒをタ、カヒ、

戰、コトツタへをコトツテ言傳等の如きをいふ、又此の約音を更に約めたるものあり、即チナノラセは、ナノラサチの約音なるを、更に約めて、ナノレ名告、カ、ルガユエニは、カクアルガユエニの約音なるを、更に約めて、カルガユエニといふが如し、延音とは、一音を二音に延べて呼び倣すをいふ、即チタノシクを、タノシケク樂、オモハヌを、オモハナク不思、イフをイハク云、ツゲムをツゲマク等の如きをいふ、又此の延音を更に延べたるものあり、即チモトホルは、モトフの延音なるを、更に延べて、モトホラフ繞ヨバフは、ヨブの延音なるを、更に延べて、ヨバハル呼といふが如し、略音とは、連聲の便より、音を略きて呼び倣すをいふ、此の音に、一定の規則ありて同音二音重りたるとき一音略かるものあり、ミツ、クをミヅク水漬、カナ、ベをカナヘ鼎、カハ、ラをカハラ河原タビ、トをタビトと呼び倣すが如きをいふ、又子音の下、母音略かるものあり、カハアヒを、カハヒ、タアラヒをタラヒ手洗、アカイシをアカシ明石、ヤマウシロを、ヤマシロと呼び倣すが如きをいふ、さて此の二例は一定せるものなるが、中には不規則のものあり、そはイキヒ、キを、イビキ息響、アミシロを、アジロ綱代と呼び倣すが如きもの、これなり、累音とは同音を累ねて呼び倣すをいふ、即チムスボル、

を、ムスボ、ル、結、オボル、をオボ、ル、溺と呼び倣すが如きものをいふ、通音とは、五十音の同列の音他行のものと相通ひて呼び倣すをいふ、此の音に、三種あり、一は、佐行と太行と親しく相通ふもの、一は、波行と末行と親しく相通ふもの、一は、種々に汎く相通ふもの、これなり、佐行と太行と親しく相通ふものは、佐行と太行とは、いは、いづれも唇音がふなれば、ヘミをヘビ、アムをアブ、蛇、カンダチメを、カンダチベ上達部ウムヤをウズヤと呼び倣すが如し、また種々に汎く相通ふものは、ア、タフトをアナタフト嗚呼尊、アナニカシコシを、アヤニカシコシ嗚呼畏、オナジを、オヤジ、同、ナニを、アニ豈と呼び倣すが如きもの、これなり、副音とは、語中、阿行なる、イウの音を副へて呼び倣すをいふ、即チヒキをヒイキ引、キノクニを、キイノクニ紀伊國、コヂをコウヂ小路、ヤカをヤウカ八日と呼び倣すが如し、また字音に、シカをシイカ詩歌、シバをシイチ四時と呼ぶも、同格なり、轉音とは、五十音の同行の音、相轉じて呼び倣すをいふ、此の音に三種あり、一は、四段活に於て、第二の音を、第三の音に轉ずるもの、一は、二語

を連ねて一言に呼び做すときに、第四の音を第一の音に轉するもの、一は種々に汎く相轉するものこれなり、四段活に於て、第二の音を、第三の音に轉するものは、即チウチテをウツテ打、オモヒドチ、をオモフドチ思友、ツキヨをツクヨ月夜、アヒサカを、アフサカと呼び做すが如し、二語を連ねて、一言に呼び做すときに、第四の音を、第一の音に轉するものは、即チサケツボをサカツボ酒壺、タケハラをタカハラ竹原、ガゼカミをカザカミ風上、セバシリをサバシリ濠走と呼び做すが如きをいふ、又種々に汎く相轉するものは、即チアタゴをオタギ愛宕、イキをオキ息、キガ子をコガ子金、イヅクをイヅコ何處、シロゲをシラガ白髪と呼びなすが如きもの、これなり、

それ此の如く、音の種類數多ありといへども、いづれも、五十音の外に出でず、亦いづれも、五十音の音機妙用に由りて成りたつものなること、其の條下に説明したるが如し、さて鼻音のんにしてむ。に通はざるもの、又半濁音なるばびぶべの五音は、もと漢字音の連聲より生じたるものにて、今日盛に之を用ゐれども、同音なるかきくけこ、さしすせその十音は、世人常に音聲の上に區別しながら、その區別を覺えざるが如し、そは讀書上、談話上にこそ、波行の五音の如く、耳立ちては聞えざれ、其の性質

よりいふときは、波行と同じきものなり、今後各國との交通頻繁となるに隨ひ、我が國人が、彼の人名、地名等と呼ぶために、種々の新らしき聲音を生ずること、なるべし、故にまた、之に當つる文字も、濁音半濁音のごとく、一定の符點を施して、我が正音より區別する必要起るべし、西洋の翻譯書などには、すでにウオなどに、點を施して、ウオなどやうに記せるものあり、これは何音に屬すべきにか、音韻家の一考を煩はすべきものならずや、又拗音といへるは、直音と反對にて、曲りたる音なり、濁音だに、すでに正雅の音にあらずといへば、拗音の我が國のものならざるはいはでも、事なるべし、されども、五十音の經緯奇しく妙にして、此の拗音も、亦その妙用より成り立てり、父母兩音配合すること、五十連音の如く、一定の規則あり、さてやいゆえよを母音とし、第二韻なるいきしちに、列を父音として配合せる例を示さば、い、○、い、う、い、え、い、お、い、あ、い、や、い、の如し、又ワヰ于エヲを母音とし、第三韻なるうくすぬつの列を父音として配合せる例を示さば、う、ワ、う、○、う、エ、う、ク、ウ、○、く、エ、く、の如し、さて第二韻に、いの配合せる拗音と、第三韻に、うの配合せる拗音とのなきは、父音の位にあるもの、母音の位にある音と、同韻中にあればなり、此の拗音、これまでこそ、さまで多

くは用ゐざりけれ、今後は殊に必要なり、そは洋語は、大かた拗音なればなり、今の洋學者や、もすれば、いはく、日本の聲音は、平長の聲のみにて、短急の音なく、曲折の聲なしと、安ぞ知らん、短急の音、曲折の聲、亦皆我が五十音より組織せらるゝを、げに妙なるは、五十音なるかな、

某⁷²⁾

韻學私言に曰はく、吾邦舊傳五音十母圖、實古來韻學之權輿、日用言語之楷範也、爲字纔四十有餘、而人能極其微、盡其蘊、則字內之聲音、經耳即可得其情、至約而備衆法、至簡而應萬變、殆乎至妙、入神之作、其有功於人世、亦大矣、鄭夾漈所謂婆羅門書以十四字、貫一切音、字海所云王斗十字母、蓋皆指此也、と古來韻學之權輿、日用言語之楷範也、また字內之聲音、經耳即可得其情、至約而備衆法、至簡而應萬變、殆乎臻妙、入神之作、云々と、いへるは、實に然ることながら、婆羅門書、字海等の説を引き出でたるは、猶かの悉曇學に泥めるに似たり、倭訓栞に、五音十行の歌、また音韻相通假字反圖を擧げて、その末に、此五位十行の圖は、吉備公の作と云傳へ、悉曇金剛文珠問に、本づくといへり、唯五十字をもて、天下古今の音韻を包括せり、五音七音のわいため、開合清濁の詳なる事は、學に専門あり、此書倭語を解すれば、たゞ其要領を左に記すのみといひて、或は、

五十音の内、いうえの三音各二ありて、實は四十七音なり、こは華嚴の字母、兩阿藏の如しといひ、或は、あいうえをの五字と、かきたなはまやらわの九字と、合して十四音なり、五字を韻とし、九字を聲とし、三十六字を生ずる故に、能生所生合して五十音となるなり、五十音は、十四音を本とす、よて涅槃經にも、十四音名曰字本とも説りといひ、悉曇藏大日經義釋涅槃經、西域記、莊嚴經などいふ佛書どもに據りて、傳會したる、くさくさの説どもを擧げたり、これを要するに、五十連音圖は、もと印度より傳へたるものにて、我が國固有のものならずといふにあり、此は、我が古を知らぬしれものどもの僻言なり、さるは、まづ我が國語と、彼の印度語と同語にして、その活用タラキざまも異ならず、四段、上二段、下二段、上一段、下一段、良行變格、佐行變格などやうに活用かば、さもこそ言はめ、いまだ我が國と彼の國と、その言語を同うし、又その活用を同うせりと云とを聞かねば、傳會の説たるを疑ひなし、若し我が五十音が、かの國の五十音に似たればとて、彼の國より傳はりし者なりとせば、我が神代の日文ヒメも亦かの國より傳はりしものとするか、我が日文は、四十七言なり、さて書史會要には、寂昭入宋せし時、字母僅に、四十七と見え、西域記、莊嚴經などにも、四十七言と見え、また彼の阿蘭陀

は、四十八字を以て通用すといふにあらずや凡、天地間の音には數あり定あり彼、喉を以て發する音は、我も亦喉を以て發する音なり彼、舌を以て生ずる音は、我も亦舌を以て生ずる音なり、その喉に發し、舌に生じ齶に本づき唇牙に觸る、彼此異なるべき理やはある、されば我が五十音の彼の數に合へる、我が四十七言の彼の定に似たる、はた怪むべき事かは、況いて吉川惟足が傳へ得たる神代五十音中村守恒が傳へ得たる神代五十韻字、または阿波國大宮八幡の神庫所傳なりといふ神字五十韻、天兒屋根命三世天種子命撰之以天地自然之辭五音所作也、とある本朝五十音和字など、平田翁の神字日文傳に、くさく見えたるものをや、此の文字どもは、後人説もあれど予は別に考あり、そは予が書鑒に五十音の、我が國固有のものなること、決して疑ふへからざるなり、此の事に就き、猶此れ彼いはまほしき事多かれど、題意外に渉る嫌なきにあらねば、爰には言はず、以上は我が國五十音の概要なり、さて此の五十音に韻礎あり、母音五字これなり、故にアの列を第一韻といひ、イの列を第二韻といひ、ウの列を第三韻といひ、エの列を第四韻といひ、オの列を第五韻といふ、之を合せて、すべて五十韻なり、されど、その韻は韻礎の五字に歸して、また他に響かざれば、分けていふときは、五韻四十五音なり、

支那にはすべて四聲一百六韻あり、さて平聲は東韻より、咸韻にいたる、その數、すべて三十、上聲は董韻より、臻韻にいたる、その數、すべて二十九、去聲は送韻より、陷韻にいたる、その數、すべて三十、入聲は屋韻より、洽韻にいたる、その數、すべて十七、合せて四聲一百六韻なり、蓋、字に聲音韻の別あり、聲は字書に、有氣斯有聲、故云聲氣成文爲音、故云聲音と見え、音は禮記に、變成方、謂之音、疏に、方謂文章、聲既變轉和合次序成就文章、謂之音、音則今之歌曲也、詩經に、情發於聲、聲成文、謂之音と見えたり、さて此の聲と音とは、世に之を聲曲、又は聲音など連用するものから、その差別を知るもの希なり、今解し易からしめんために、尙例を引いて言は、孟子の、莊暴見孟子章に、今王鼓樂於此、百姓聞王鐘鼓之聲、管籥之音、云々とやうに、鐘鼓には、聲といひ、管籥には、音といひて、相分別したり、その註に、云音與聲者、蓋鐘鼓言聲、以其聲之單出、故云聲也、管籥車馬言音、以其音之雜比、故云音也、然車馬亦謂之音者、蓋升車則馬動、馬動則轡鳴、轡鳴則和應、故也、聲之與音合而言之、則聲音一也、別而言之、則單出爲聲、雜比爲音、詩云、嘒々管聲、此言管籥之音是、聲音之通論也、とある如く、單出といひて、少しもまじりのなきを聲といひ、雜比といひて、まじりのあるを音とはいふなり、たゞし音聲、又は、聲音と

いふときは、その音一ッになることもあるなり、さて韻は、此の聲音の響きにて、交心雕龍に、畢音相從、謂之和、同聲相應、謂之韻と見え、晉書に、凡音聲之體、務在和韻、益則加倍、損則減半、など見えたるにて、知るべし、之を要するに、聲とは、響ハシメの首をいひ、韻とは、響ハシメの尾をいふ、さて其の首尾全くして、之を呼ぶに、抑揚曲折あるを音とはいふなり、たとへば、加行のかの字を、かと單出して呼ぶは、聲なり、クの父音とアの母音とを配合せしめて、クアかとやうに雜出して呼ぶは、音なり、其かと呼ぶ音の尾に、アといふ響從ふ、それやがて韻なり、英字は、二十一字なり、その二十六字あれども、その内、母音五字を除けば、僅に二なり、さて、英字は、母音添はれりて、始めて音を成すが如し、その添はりたる母音は、即ち韻なり、すといふべし、これ五十音とも、五十韻ともいふ所以なり、實に、奇かくの如くにして、五十の音、また悉く五十の韻添はれり、されども、歸する所は、韻礎の五字に在り、かるが故に、かきたなはまやらわの音尾には、必らず、アといふ韻生じ、きしちにひみいりゐるの音尾には、かならずイといふ韻生じ、くすつぬふむゆるうの音尾には、かならずウといふ韻生じ、けせてねへめえれるの音尾には、かならずエといふ韻生じ、こそこのほもよろをの音尾には、かならずオといふ韻生するなり、彼の一百六韻も亦此の理

にて、平聲の東韻なるドウ、チウ、シウ、ソウ、キウ、ヘウ、フウ同中終崇弓融馮風等その音は、異なれども、音尾は皆ウと響き、上聲の董韻なるドウ、ロウ、マウ、シヤウ、ヤウ、ホウ動孔總籠蠓縱潯琫等その音は、異なれども、音尾は皆ウと響き、去聲の送韻なるホウ、シウ、ロウ、フウ、チウ、フウ夢鳳衆弄洞痛仲諷等その音は、異なれども、音尾は、亦皆ウと響くが如し、さて東韻の同も、董韻の動も、送韻の洞も、皆ドウにて、同音同韻なるに、何に由りて、平上去の聲を分かつといふに、東韻の同は、之を呼ぶに、上らず、下らずして、平らかなり、平聲といふ所以なり、董韻の動は、之を呼ぶに、上りて、平らかならざるなり、上聲といふ所以なり、送韻の洞は、之を呼ぶに、其の聲下り、哀ふなり、去聲といふ所以なり、その他同音同韻のもの、數多ありといへども、皆此の理にて、知るべし、然れども、支那語學を修めざるものには、此の差別六かしきものあらん、たゞ入聲のみは、昔よりフツクチキに平字なしといひて、集十轉十四合十五などの、その韻クに止まり、筆四拂五などの、その韻ツに止まり、菊十一粟十二などの、その韻クに止まり、七四八八などの、その韻チに止まり、石十一笛十二などの、その音キに止まれるが如きを、入聲といふに、大かたは、誤ることなし、されども、此は、我が邦人の定に過ぎず、支那には、フツクチキを用ゐず、フといひツといふべきを、約めて呼ぶが故に、その聲促りて、響側ふなり、此の事、亦我が國の事、時語

にいへり、同書には、此の四聲に由りて、字音假字格を知、支那の音韻は大かた此の如く、亦我音韻と似たる所あるを知るべし、彼の言痛くいふ印度の音韻も斯くぞあるべき、但印度は音韻の國なれば、その音韻の學に委はしかりしは、さる事ながら、支那は、さらなり我が國の音韻をさへ、かの國より山來せりとて、併せて之を占有せしめんとするは、いはれなき僻事といふべし。

そも、彼の四聲の目を假りて、讀音の上下をしるべしたるは、上に引き出たる古事記を始とすべし、此の以前には、音韻おのづから正しかりければ、その高低の度を、我が音韻の亂れしより、その後、日本紀の印本に、字の四週に圈點せるもの出でたり、此は、國語の四聲なり、されど、いまだ全備ならず、訛謬もまた多し、たゞし四聲に注意せる事實は知りぬべし、又これのみにあらず、兎裘賦の自註に、龜、緒便龜山也、猶如龜、尾讀之、といひ、和名鈔に、箆を上聲之重、菊を俗云本音之重、といひて、その聲のしるべしたる類、いと多かり、韻學私言に、本邦之語、猶華域之音、今呼柿曰葛幾、則雙深曰渴起、則雙淺俱無高低、而平聲也、呼垣曰葛起、則先深後淺、而如上聲、呼蟬曰渴幾、則先淺後深、而如去聲、又如上下二字、各上去兩聲、互異其義、而與國語自相符、上曰渴彌、下曰失麼、則上

爲去聲、下爲上聲、乃指在高在卑之詞也、上曰遏、下曰沙、則上爲上聲、下爲去聲、乃升之降之之義也、と見え、古事記傳に、古言の聲の上り下りの事、神、御名などの内に、上、字を小く書添たる處々あるは、漢國に定する四聲の目を假て讀音の上下を示したるものなり、凡て漢語の音には、平上去入と四の別あり、此方の語も彼に准へて云へば、平上去の三聲あり、別に委くいふべし、契沖が云く、平上去の三聲を、一音の言にていは、日は平、樋は上火は去なり、毛は平、蹴は上、氣は去なり、二音の言は、橋は平、端は上、箸は去なり、弦は平、釣は上、鶴は去なり、此類にて意得べし、といへり、此説の如くにて、平は、上らず下らず平なる聲、上は、上る聲、去は、下る聲なり、漢國にては、下といはすし、訛れる者にて實にたがへり、又同人の云く、鴨、鳥は平聲なるに、鴨川といふときは上聲、鴨、社といふときは去聲なり、連きによりて、同言もかく聲變るなり、といへり、かく言を連ね云、とき、上なる言のかはるのみならず、下なるも同じく、變るなり、かの地名の鴨は、本は去聲なるを、下鴨といふ時は、平聲になり、鳥の鴨は平聲なるを、眞鴨といふときは、上聲になるが如し、又四方の國々の音の異有て、同言も等からず、其は京畿のを、もて正しとし、それに違へるを訛とすべしと見えたり、契沖及本居翁の此の説

第二十 本朝四聲考

聲の目に從ひて、猶四聲とは、
呼ぶなり、以下皆これに倣へ、

予が語學新論第一章、聲音の條に、聲音の本因及聲音の正變異同第二章、言語の條に、言語の性質及活用、また言語正變の原因など、いづれも例を引き、證を擧げて、論じ置きたり、されど、彼の四聲の事に説き及ばざりしは、ふと考へ漏らしたるなりけり、ここに予が老友松本新左衛門翁下總國銚子の里人にて、今年八十有一、此を遺憾なりとして、發言の規則ある事を言ひて、語學新論の欠を補ひ、兼て世人に示す、といふ一篇の文を草して、庚寅新誌といふに載せられたり、その後翁出京して、予が寓を訪ひ、懇に此の發言の事を物語らる、序に、予に四聲の類語を蒐輯して、一々考證すべきよしを請はる、されど、予當時寸暇なかりしかば、その請に應じ得ざりき、因て翁は、新誌に載せられたるまゝの草稿を活版に刊りて、發言の規則と名づけられたり、さて翁のいはれけるは、此の書、いまだ完からざるは、いふまでも無けれど、折角の老の思ひ出を空うせんは、悔いて返らぬことなれば、活版には刊りたるなり、願はくは、他日暇あらん折、訂正もし、増補もして完全の説とせられたし、かゝることを請はむは、君ならで誰にかはとて、さて故郷へ歸られたり、此は明治二十五年五月の事なりき、翁ことし八十あまり一つといふ高齢

なるにも拘はらず、斯の道に志の厚きは、世に有りがたき人といふべし、予その志の厚きに感じ、且その苦心の程をも思ひやりて、いかで暇もあらば、翁の志を全うして、んと思ひ居つつ、遂にかくは筆とる事とはなりぬ、されば、まづ翁の物せられたる論ども、説どもを擧げて、次ぎに予が意見を述べ、さて訂正もし、増補もせんとおもふなり、

翁の曰はく、此の頃佐藤氏の「語學新論」を讀みて、其の中に、西洋人の我が國語を評して、日本語は、不規則なりといふ事につきて、語學は發言と文章とを兼ね言ふ者なるを、氏は文章の上の事のみにて、發言の事をば、いはざりき、此の評言は、おのれは、不規則なりと西洋人のいひしは、專ら發言の事にありて、文章の事にはあらずと思へば、發言の事をいひて、此の書のかけたるを補はんと思ふなり云々と、此は翁が、予が語學新論の欠を補ふといはれたるの主意なり、又曰はく、すべて我が國人の發言の亂れしは、漢洋の學者は、いふもさらなり、國學者といはるゝ人たちにも、其の發言の正しきと思ふ人は、己が逢ひし人にはいとすくなし、されば、發言の正しからぬは、いふ人も、いひにく、聞く人もきゝにくきものなれども、そこに注意を爲さざるは、い

と愚かなる事をいふへし、こは我が國人同士にて、かたりあひて、互に知らぬ同士なるは、是非なしとしても、をさく西洋語の正しきを學びし人にて、我が國語のみだれし事を知らば、よくく正しあきらむべき事なるは、西洋學の國を益する本意なるべきを、かへりて、亂れしまゝに、正しき方を引き直さんと、いへりし人さへあるは、いと口をしき事の限なり、かゝる人は、長きをたち、短きを補ふや、また人の風見て、我がふりを直せといへることわざに違ひて、善き言葉を、惡しき言葉の方へ導く人にて、正しき洋學者の罪人とやいはまし、また二三年、此かた國學の振ひ起りしは、正しき洋學者の彼の國人に、わが國の事を問はれて窮せしを、愧ぢ悔いて務めしより起りしにて、これらの人たちこそ、まごころの人とも愛國の人ともいふべけれ、それに引きかへ、正しき格ある詞どもを、亂し、その詞に引き直さむとする、ふつゝ、かとは、月と鼈との違へる、あさましき心ともいふべきなり、されば、發言の正しきすぢあることは、近頃國語傳習所も出で來しかば、おひく發言も正しくならんとは思へども、それも學ばんと心づく人は、いまだ多からぬさまなれば、國人の皆正しくならんは、いつの程にかと心細く思はるれど、語學傳習所の出來しには、まづは心願もあるな

りと思ひしに、あまりに不規則くといふ評のあるにより、老の心を振り起して、此一言を述べ云々、此は、翁が此書を著はされたる故よしなり、又曰く、去る明治八年の事なりき裁判の事ありて、千葉にありしに、其の頃は、小學校の始まりし時にて、教師の試験多き頃なりき、此の小學校の教師は、國語を重に調べられしなり、ある夕暮かた門涼して居りしに、兼ねて知れる同所本町の書賣にて、試験の手傳をする伊東といへると、上總山邊郡四天木村の鎌田といへる學校を世話する人と、つれたち來りて、遊歩を共になせと誘はるゝに、連立をゝあるきしなから、伊東がいへるは、昨日試験所にて、雨と館との事いひ出で、いかにせばこをいひ分け得べきといひしに、誰とて答ふるものなき中に、一人のこざかしき奴が、あめと、アメと書き分けては、いかにといひ出でしにて、しばらく笑ひのやまざりしと語り、これは、いかにしてさだかならんと、己に問ひければ、さればなり、發言には、いひ方にてわかるべけれども、文字にかゝんには同じく、あめの外に書き方もあらねば、添詞にて分けねば分け難しといひしに、しかり書き方は、詞を添ふれば分るべきが、發言にて明らかにわかるとは、はじめに聞けるなり、そは如何にせば、わかるかと問ひしかば、これは君等も知ら

る、如く支那には平上去入の四聲あるが、わが國には入聲は無くして、平上去の三聲はあるなり、故に我が國には訓辭には同じきことば三つまではあれど、それより上はあらぬなり、これは三つの外には分け方なき故なるべし、それも同言の三つあるは、あめはしの二言位なるべし、こは翁が誤見なり、まづあめは天、雨飴なり、その天は上聲にて、雨も上聲、飴は去聲なり、此の言ひかたは、口を少し上へ向くる心得にていへば、雨と聞え、口を下へ向くる心得にていへば、飴と聞ゆるなり、試みたまへといひしにより、二人は、しはぐ、唱へ、なる程しかりとうべなひぬ、やがて旅宿の前に來ぬれば、手をわかちぬ云々、又その頃の事なりき、文部省にて、半濁音の事にて評議ありし時、大坂以西には、かきくけこの半濁は無しとて、之を省きて、はひふへほをと、めて、小學讀本にも半濁として、はひふへほばかり出されしが、よく考ふれば、物には必對あるものなれば、半濁音ばかり對なしとも言ひ難ければ、省きしは誤なり、是は維新前に、一絃琴を指南する、大坂生の山中春水といふ人來りて、我小女も、其門人なれば、其の人と、かきくけこの半濁の有無の争ひを爲し、事ありて、それより後に、心を付けて見るに、紀州人、近江人などは、此半濁を遣ふなれば、まづ近江、紀伊、東、以西

とに分かれて、國中半々の形なれば、あながち無しと定むるは如何にぞや、また紛ること多きを如何にせん、そは、我君ワキミと若君ワカミと、公家クガと、公麻クマと、鍵カギと、垣カキと、家具カグと、緒オと、桶ツツなど、數ふれば、いくらも有るべけれども、あらましをいひぬ、云々、又自序に、伎藝に志深く、誠ある人の業は、自然の道に協ふことあるものなり、予發言に規則あらんことを思ふこと年あり、或る人のいへるには、淨瑠璃を語るものは、さす傘をいふときは、上を見病の瘡をいふ時は、手足を見ると、予之を聞きて、發明する所あり云々、以上は、皆翁が發言の事につきて、年久しく注意し、發明せられたる事實の概要なり、さて此の中、我が國には訓辭には同じきことば三つまではあれど、それより上はあらぬなり、これは三つの外には、分け方なき故なるべし、それも同言の三つあるは、あめはしの二言位なるといはれたるは、翁の誤見なり、そは、まづ上に引き出でたる鍋島誠が類語に、日、梭、樋、氷、その訓は皆ひ、橋、端、箸、嘴、その訓は皆はし、葉、羽、齒、端、その訓は皆は、洲、巢、酢、簾、其の訓は皆す、にて、翁が所謂訓辭の同じきものにあらすや、然るに、いづれも皆四ありて、翁の定より一ツづ、多かり、されば、三つの外には、分け方なき故なるべしと、斷定はし難からん、又三あるは、あめはしの二位に止まらず、これも誠が

類語に白城代、その訓はいづれもしろ穂、帆秀、その訓はいづれもほ、身實箕、その訓はいづれもみ、堰、關、咳、その訓はいづれもせき、世夜節、その訓はいづれもよとあるにて知るべし、顧ふに、翁の意中、平上去の三聲所謂先入主となりて、我が國語を、ことごとく此の規則に網羅せんと欲し、さては思ひ僻められたるものなりけむ、されども翁が此の書を著はされたる故よし、彼の如く、翁が此の事に注意せられたる事實、此の如し彼の故よしと、此の事實とは、遂に消滅すべからざるなり、

うべなるかな、翁の發言の規則を發明せられしこと、その規則に曰はく、發言の次第は、上言上聲、中言中聲、下言下聲といふべし、上言下言のいひ方は、前にいひつれば略す、それ言語は、自然に出で、おのづから高低、上下、大小、貴賤、尊卑の規則は、定まりあるものなることを知らずして、勝手自儘に言語するより、規則を知れる人の耳に聞きては、不規則に聞ゆるが故に、國語の規則あるを知れる人も、知らざるもの、ために、ひとつらに、日本人の言語は、不規則といはるゝは、口惜き限ならずや、發言の定まりは、たとへば、まづ地より低きものはあらねば、地につくべきものは、皆下言にいひ、それより高低の度をはかりて、同じき言葉ならば、高き方は上言にいひ、低き方は下言にていへば、決して發言に

誤りはあらぬなり、それ故に、うゑ物なども草木に限らず、其の程を定むるをよしとす、こは草は草、木は木にていふ也、扱眼うへ尊の方へつかふは、皆上言のをなれども、をぢをばに限りて、下言のをつかふは、小ち、小は、の略なればなるべし、他の老翁老嫗といふも、同じき心なるべし、此は亦翁の誤見なり、そ又支那にていふ平聲を中言とすれども、そのうちには、國言にいひては、上言と下言とがあれば、ひと方に中言とはいひがたし、そは誰も知れる天は、高き極なれば、上言にいへば、雨の上言ありて、外に添詞あれば、文章には、差支はあらねど、一事のみの發言にては、餘程いひわくるに骨折るゝなり、橋は、地にあるもの故、これも又端と共に下言なれば同じきなり、されば、訓の三音あるは、猶數あるべけれども、老人のそら覺に書きしものなれば、よみて心付れし方は、をしへ給へかし、翁さきには、同言の三音あるは、あめ、はしの二音位あるべけれども、いふ前後矛盾せるに、因にいふ、語尾に遣ふは、わに聞ゆれども、はあらじか、此の事も亦猶下にいふべし、因にいふ、語尾に遣ふは、わに聞ゆれども、皆上言なれば、わには換へがたく、また語尾に遣ふわは、皆下言なりと知るべし、また語尾のふは、をに聞ゆれど、是また上言なれば、下言のをには換へがたし、すべて上言下言は、高低、上下、大小、貴賤、尊卑の程度を分かちて、發言せば、大凡は違はぬものなれ

ども、地名國名ともに、下言にいひて聞きにくきは、上言に言はねばならぬ事なり、それは、阿波は、大なれば、上言にいひ、安房は、小なれば、下言にいふ如く、いひならはしもあるなれば、それらも心を用ゐる可きなり、これは、おのれが住む本銚子町の古名飯沼と、豊田郡の飯沼とは、文字は同じなれども、これは上言にて唱へ、かれは下言に唱ふるなればなり、いづくにも、かゝるいひならはしのあるなれば、旅へ行く人は、心を用ゐるべき事なり、海池川などは、地より低き者なれば、其の中にある者は、極の下言なれども、同じき名の二つあるものは、必^ス上言下言になりぬれば、これも心を用ゐるべきなり、さて又事物の名の外に、常にいふ詞は、中言なれども、それにも、二つある詞には、必^ス上言と下言とあり、また一つにも上言と下言とあれば、それも常々明らかなる口と耳とにて、分け置きて發言すべし、我が口にいひぐるしきは、人も聞きぐるしければなり、すべて言語は、相當の言にいはねば、何となく言ひ惡き事ある者なれば、これは、取りわけ心を用ゐるべき事なり、しかして上言は優長に、下言は促急らしく聞ゆるなり、又音語にては、下は下言なるべきも、階下は上言なり、是尊につくなればなり、他の以下、陛下などは、下言なり、之を上言にいへば、必^スくわのつまりの他と聞えて聞

きぐるしきなり、此も亦翁があまりに委はしきに過ぎ、中々に誤られたるものなり、はら彼の四聲にていへば、階は平聲、下は上聲、以、陛も亦ともに上聲なり、又翁が規則に據れば、陛下は至尊につく語なれば、上言にいふべき方なるべし、さるを階下を上言とし、陛下を下言といはれたるは何又清濁ある言は、清は上言、濁は下言なれども、如に、又くはの約は、加にて他にあるは、又清濁ある言は、清は上言、濁は下言なれども、程度によりて、反對になることあり、そは、富士は濁音なれども、上言にして、臥は清音なれども、下言なるが如く、伊弉^サは濁音なれども、上言にして、委細、聊などは、下言なるが如きも、こは高尊の度によるなり、珠玉は、人の尊むものなれども、翫弄の尊にして、眞の尊にあらねば、地名の多摩は、上言にして、珠玉は下言なり、此は、地中、または水中より、いへるものなれば、高低の度によるなり、又三輪は、地名にて下言、身者は、人事にて、高低の度によれば、上言なるべきに、自然には、神の尊に屬する者にや、三輪は三波の上言にいひ、身者は、身吾の下言にいひ來れり、また佛は、人々の尊むものなれども、佛釋迦、阿彌陀は三言ともに、いづれに言ひても聞きよく、眞の中言にて、佛、また釋迦、阿彌陀は、濁音の佛を云ふなれば、いづれも皆下言にて、自然に出づる言語にて、尊上の上言なきを知れば、自然には、尊む可きの理にはあらねど、それを尊とぶは、人爲の迷心といふべきものなり、此の説はいかゞ、翁が例すべて神の御名も自然に成るもの

は、必尊ぶべき事ありと見えて、上言にいはれ人作の御名には必、上言にのみいはれぬさまあるものは、人作の無理にして、自然には合はぬものなるべし、此は何に由りか、いと故に發言は、すべて前にいふ五事の程度を量りて發言すれば、決してたがはぬなり、また年四季の名は、最大なれば、それに同じきは、皆下言なり、然るを規則の定まりあるを知らずして、勝手我が儘にいへばこそ、不規則とはいはるゝなれ故に國言を不規則といふものは、その身のいふ事の不規則なるを、たゞちに言ひあらはすものにして、わば國言に、かゝる發言の規則あるを知らずして、書をあらはす學者は、耻を知らぬものといはるゝ、豈いひとく辭柄あらんや、云々、以上は翁が發言の規則と、的例とを雜載せられたるものなり、そが中には、いかにぞやと打ち傾ぶかるふしも少からず、即ちかの眼うへ尊の方へつかふは、皆上言のをなれども、をちをばに限り、下言のををつかふは、小ち、小は、の略なればなるべし、他の老翁老嫗をいふも、同じき心なるべしといはれたる、まづ眼うへ尊の方へ上言のをを用ゐるといふとはいかゞ、おこそ大の字の義にて尊の方へ用ゐたれ、をの例は少かるべきをや、又老翁老嫗はおきな、おうなきで、をにはあらざるをや、又音語にては、下は下言なる

べきも、階下は上言なりといはれたる、自家の立てし規則によりて、妄に彼の四聲を變換せむとせられたるは、あまりに杜撰ならずや、その他、うべなひ難きもの猶多し、されども、多年の注意と、經驗とを以て、上中下の三言を立て、さて平上去の三聲に當て、證明し、且高低、上下、大小、貴賤、尊卑五事の程度此の程度につきて、予いさゝか論に由りて、その言を分くべしといはれたるは、創見といふべし、これ予が煩はしきをも厭はず、ことさらに翁の説を委はしく記したる所以なり、

それ四聲の事、契冲法師、宣長翁など論せられたりしも、皆古事記を元として、考へ得られたるものにて、後の學者は、大かた之に従へり、すなはち彼の眞洲美の鏡などにて知るべし、然るに我が新左衛門翁は、獨之に従はず、別に規則を立てられたるは、深く悟る所あればなるべし、されば、その説も亦捨てがたきのみならず、げにと思はるる事も多かり、因りて、予は今、宣長翁等の説と、此の新左衛門翁の説と、二ながら表を作りて、これを比較し、さて予が愚考をも加へむとす、これ一は宣長翁等の説を増補し、一は新左衛門翁の説を訂正し、はた翁が志をも全うするに足るべく、いはゞ一舉兩得なればなりかし、

今まづ本居翁のより表を物して示さん、

平聲

上聲

去聲

ひ

ひ

ひ

け

け

け

以上一音の言

はし橋

はし端

はし簀

つる弦

つる釣

つる鶴

以上二音の言

かも鴨、鳥、名

かもがは鴨川

かものやしろ鴨社

しもがも下鴨

まがも眞鴨

くも雲

とよくもぬのかみ豊雲野神

以上上のつゝきによりて、其の聲の變はる言、

そもく翁が此の説は、契沖法師の言に由りて啓發し、さて古事記に由りて考へ定められたるものなり、その證は古事記傳に記中に、讀音を示したるを考るに、上卷に

多くして、中下卷には、いとく稀なり、上卷にも神名に多し、其は常言と異にして唱

を訛ること多きが故なるべし、さて其は、其字訓の本聲のまゝに讀べき處には、附た

ることなし、たゞ言の連りて、聲の變る處に附たり、豊雲上野神の如き、雲はもと平聲

なるを、雲野と連く故に、上聲になるを訛りて、本の平聲に讀むことを思て、上聲と示し

たるなり、餘も是に倣て知べし、然らば上聲の平聲去聲にかはる處も有べきに平と

去とは、附たる處なく、只上聲のみ見えたるは如何といふに、凡て言の連きて、本聲の

變る例を考るに、平去の上聲にかはるが常多くして、上聲の平去に變るは、いと稀な

り、故記中に、聲を附る中に、平去に附べき處は、おのづから無りけらし、然るに宇比地

邇上神須比地邇去神比去聲たゞ一ッあるは、比地邇てふ同音の二ッならびたる、一ッの邇

は上聲一ッの邇は去聲にて、忽に音の異なるが故なり、此邇神は土にて、本聲去なるを、比

に聲となれ、ば、上と附たるは、他の例に同じきを、去と附たる方は、本聲なれば、附る例

に、あらざれども、一ッの上聲に倣ひて讀むことを慮てなり、○翁が此の説、専ら谷川士

清のとき、又山津見てふ神名つゞきて多く出たる所に、大山上津見奥山上津見などは、

聲を附け、淤藤山津見、間山津見などは附けず、是は附ざる方は、山を本音のまゝに、平

何といふに、彼れは初にも本音の方にも、山(平)島(平)と附くきことなるに、然るは如
例もあれば、疑なまじはれ、又奥津島比賣は、山津見の例にて、いよいよ明らかなるに、彼
おほかた聲を附たる例かくの如し、抑神名などを讀にも、古はかく、其聲の上下をさ
へに、正し示したるを以て、すべて語を嚴重にすべきことをさとり、後世人た
よしなき漢意の理をのみさだして、語をばおほろかにして、心をつけむものとも思
ひたらぬは、いかにぞや、といはれたるにて、知るべし、
次に、松本翁のを、表に物して示さん、但左の表は、翁の説に由りて、増補せよ、訂正もしたるなり、看ん人、諒せよ、

上言^上

中言^平

下言^去

あ我

あ足

い射

あ眸

い瞻

い寐

え枝

え江

え兄

え枝

え江

か日

か香

か鹿

け毛

け箭

け氣

す栖

す簾

す洲

そ衣

そ麻

た手

た田

ち千

ち乳

と砥

と鳥

と門

な汝

な魚

の窺

の野

は羽

は齒

ひ樋

ひ日

ひ火

ひ氷

ほ帆

ほ梭

ほ穗

ま目

ま間

み見

み身

め眼

め女

も面

も裳

や矢

や室

よ世

よ夜

る座

る井

を男、夫、士、雄、

を緒、絃、

を尾、小、

以上一音の言

あは阿波

あは安房

あは阿拜○飛驒郷なり、

あめ天、雨、

あち味

あち饒

うず聾華

いも妹

いも芋

うづらはしづ音違へど、紛す、

おき息

おき起置、

おき沖

かひ峽

かひ匙、食器なり、

かひ貝

きじ雉

きす疵

はしづ音違へど、紛す、

くは鉄

くは鯉

くは桑

こひ戀

こひ戀

こひ鯉

しほ鹽

しほ鹽

しほ潮

する假鬚、和名鈔に、須

する居

する末

たへ妙

たへ堪

たへ榜

つる鶴

つは唾

つは石路

はし喙

はし箸

つる釣

はし喙

はし灰

はし橋

はし喙

はし灰

はひ生

はし喙

はし灰

はひ土

まひ幣

まひ舞

みづ瑞

みづ稚

みづ水

をさ長

るみ笑

をさ箴

るみ 芳草の名なり、又、安
万奈ともいふ、

以上二音の言

猶此の外、三言、四言、五言、六言とやうに、つぎつぎに擧げてもてゆかば、一朝には盡しがたかるべし、

予此の二表を物し、さてつらく見わたして考ふるに、宣長翁のは、古事記より考へ得られたるものにて、その根柢は、たしかなるやうなれど、その古事記傳に、四方の國の音の異有て、同音も等からず、其は京畿のをもて正しとし、それに違へるを訛とすべしと云はれたるに據れば、別に根據とすべきものありてにはあらで、京畿の人の發音の習慣に由られたるなりけり、いにしへは京畿の人の發音の正しかりけんは、さることながら、今の代になりては、いかゞあらむ、さては一定の標準なくては、その正訛を知るに由なからむ、然るに、新左衛門翁は、まづ上平去の三聲を、上言、中言、下言と三段に分ち、さて高低、上下、大小、貴賤、尊卑の五等に由りて、言ひわくる新法を

發明せられたり、之に由るときは、契沖、宣長諸先輩の説、おのづから破れざるを得ず、さるは、まづ宣長翁の平聲とせられたる日は、天に屬すべきもの、天は、高きものなれば、上言となり、上聲とせられたる樋は、地に屬すべきもの、地は、低きものなれば、下言となり、去聲とせられたる火は、人家に欠くべからざるものにて、烹炊等に用ゐるものなれば、中言となり、又平聲とせられたる弦は、弓に張るものにて、人の手して引くものなれば、平聲即ち中言なるは、さることながら、釣を上聲とせられたるは、發言の規則に違へり、釣は、水中にある魚を釣ることなれば、地に屬せり、地は、低きものなれば、下言となるべし、又鶴を去聲とせられたるも、違へり、鶴は、空中を飛ぶものなれば、高きなり、されば、上言に呼ぶを法とす、我が越後にては、鶴を上言に呼べり、又下總地方にばらち翁が發言の規則によりていふなり、かくの如く、新左衛門翁の説は、契沖、宣長諸先輩の説とは、いたく異なれば、異説として取り用ゐざる人もあめれど、予は翁が、發言の規則を創立せられたるを中々に喜ぶものなり、且其説の、往々古書に符合する所もあればなり、さるは、古事記に、宇比地邇上神、須比地邇去神とやうに、同じき邇の字を、上言と下言とに分かてゐるは、宇比地邇は陽神にて貴く、須比地邇は陰神

にて賤ければ陽神の邇を上言に呼び、陰神の邇を下言に呼べり、此は必しも然るに
の規則に由り、韻學私言に上曰退概、下曰沙概、則上爲上聲、下爲去聲、乃升之降之之義
也といへる、アグルは上へアグルなれば、上言、サグルは下へサグルなれば、下言とい
ふ、翁の規則に符合したり、此も亦必しも然るにはあらざれども、偶然なり
とも、かくの如く符合したる所もあれば、異説なりとて、一概に言ひくたすべきにあ
らず、且、かく考へ定めらるゝ、までには多少の苦辛と、歲月とを費されたるものをや、
さはあれ、新左衛門翁のも、宣長翁のもいづれも、得失あり、さるは宣長翁のは、もと古
事記の讀法を示されたるに過ぎざれば、強に咎むべきにはあらざれども、只京畿の
人の發言を標準と立て、別にくはしく考へられざるは、物たらぬ心地し、新左衛門
翁のは旨と發言の上に就きて考へ定められたるものからいまだ疎漏少からず、ま
づ從來の上平去を改めて、上中下の三言とせられたるは、一見識ありて、よろしけれ
ど、高低、上下、大小、貴賤、尊卑の五等に由りて、發言すべきものと定められたるは如何
貴賤と、尊卑とは、その義相似たれば、分くるまでもあらざるべきをや、又上のいひつ
づきによりて、上言も下言になり、下言も上言になることあるは、支那と異なること

なし、さるは、中は中央、中國、又は眼中、掌中などいふときは、平聲なれども、中酒、中興、又
は、百中、奇中などいふときは、去聲、又思は、思人、思家、又は釋思、尋思などいふときは、平
聲なれども、怨思、苦思などいふときは、去聲、以上は、名詞と動詞との別に由りて、平聲
中の中は、ともに名詞にて、ナカといふ義なれば、平聲なり、中酒、中興の中は、ともに動詞
にて、オモフといふ義なれば、去聲なり、又思人の思、釋思の思は、ともに動詞
にて、オモフといふ義なれば、去聲なり、又數は、數學、數計などいふ
ときは、上聲なれども、日數、人數などいふときは、去聲となり、數數、煩數などいふとき
は、入聲となるが如し、數計の數は、ともにカヅフといふ義の變はるものなり、さるは、數學、
數は、ともにカヅといふ義になれば、入聲となるなり、又數のされば、契沖法師は、鴨名は、平聲
なるに、鴨川といふときは、上聲、鴨社といふときは、去聲なり、連きによりて、同言も、か
く聲變るなりといひ、宣長翁は、更に之を敷衍して、かく言を連ね云、とき、上なる言の
かはるのみならず、下なるも同じく變るなり、かの地名の鴨は、本は去聲なるを、下鴨
といふときは、平聲になり、鳥の鴨は、平聲なるを、眞鴨といふときは、上聲になるが如
し、といはれたり、然るに、新左衛門翁、ひとり此の事に説き及ばれず、蓋、考へ洩された
るにやあらん、今翁が規則に由りて、いは、鴨は、平聲にあらずして、去聲、即、下言に屬

すべきものなり、さるは、鴨は常に水邊に居るものにて、低き方なればなり、されど鴨、社といふときは神社にて、尊き方なれば、之を上言に呼ぶなり、此は翁が考へ洩されたることにて、いまだ説き及されざれど、翁の意も必かくぞあるべき、

さて此の二の表に由り、且彼の契冲、宣長諸先輩の説と、此の新左衛門翁の説と、參酌商量せば、我が國の四聲は如何なるものか、大に悟る所あらんか、之を要するに、諸先輩の説に従へば、新左衛門翁の考は、壽餅に屬すべく、新左衛門翁の説に従へば、諸先輩の説おのづから破れざるを得ず、此も重みすべければ、彼も捨つべからず、その取捨は、たゞ學者の斷不斷にあり、予は彼をも是とせず、又此をも非とせず、いはゞ、いづれも、いまだ確固不拔の説とはいひがたければ、彼此を折衷して、我が國四聲の目を一定せむと欲するなり、

さて又、こゝにいふべきことあり、そは入聲の事なり、此の入聲の事はしも、契冲、宣長の諸先輩を始として、後の學者たちにいたるまで、皆我が國には之なしと斷定したり、されば、和訓栞にも、先輩の説を擧げて、我邦に入聲のなきゆゑは、もと單音の國にて、韻律を主とせず、よて西土の音にていへば、此方の語は、總て入聲の如し、今の唐

音にても、唯入聲のみ、此方の一音の如くにして、餘の三聲の類に異れり、されば、此方の音にていはんに、彼國の入聲にも、平上去の差別はありて、平聲の内にこもれば、別に入聲は無かるべしといへり、我が新左衛門翁も、亦これらの説に従はれたるにや、我が國には、入聲なしといはれたり、げに、我が國の音は、純粹正雅にして、少しも訛れることなきものなれば、難駁なる入聲など、あるべきやうはなけれど、そのむかしは、無かりし濁音、半濁音、鼻音、拗音など、今は世に出で來たれば、これに伴はれて、入聲もなか出で來たらざらん、又よく思へば、そのむかしも亦、入聲は有りけむやうにぞおもはるゝ、さるは、感歎詞の、ア、ア、アハレなどいふ語は、平和なる時に發すれば、原語の如く、ア、ア、アハレなるべきも、急迫の時には、勢おのづから急迫になりて、アは、アッとやうに、ア、は、ア、とやうに、アハレは、アッパレとやうになるければなり、古事記、萬葉集などいふ古書には、只、アは、ア、アハレは、アハレと書して、アッとも、アッパレとも書し、所は、見えざれども、此は書上なればこそあれ、口上にて呼ぶときは、アと呼ぶときとアッと呼ぶときと、差別ありけんと思はるゝ、後世にいたりては、古文雅文などにこそ、純粹なる原語を用ゐる、俗間の普通文には、難駁なる訛言をも、憚らず

なれども、えどつこと呼べば、入聲となり、神田兒を「かむだ」と呼ぶは、平聲なれども、「かむだつ」と呼べば、入聲になるが如し、かく俗間には、多く入聲を使用せり、さて、それは皆、字音かといへば、然らず、純粹の國音亦變じて入聲となれるものも少からず、ざるを上古には、無かりしものなりとて、一概に、我が國には入聲なしとはいふべからず、これ予が諸先輩の無しと斷定せられたるにも拘はらず、殊さらに表出せる所以なり。

されば、今日は、たゞに三聲のみならず、平上去入の四聲をなはれり、されども、いまだ支那の如く、規則正しからず、種別も亦全からず、故に書上にこそ其の義は知らるれ、口上にては、同言まぎらはしくして、ともすれば聞き誤ることあり、ざるは、天と飴との差別、日と火との差別等、容易に言ひ分けがたければなり、近ごろ、世に朗讀法を定むべしなど、此、彼論する人たちはあれど、いまだ四聲の事に説き及ばざるは、如何にぞや、これらの人たちの云ふ朗讀法は、いかなるものか知らねど、朗讀法とあるうへは、かならず、その聲の抑揚高低などを正すものならん、その抑揚高低を正すに、何を標準とする、例の習慣法に由るか、はた其の文義の如何に由りて、悲壯なる條は、悲

壯げに讀み、慷慨なる條は、慷慨げに讀まんとするか、此も面白き趣向にはあれども、かくては、一種の技術に屬せん、よし其の技術いかに精妙にいたるとも、いまだ役者の假聲には及びがたからん、かゝるよしなき事は、まづ姑らく置きて、古より諸先輩の喋々せられし、我が國の四聲を研究し、さて何の言は、平聲に屬し、くれの言は、上聲に屬し、何は去聲、くれは入聲とやうに、支那の四聲の如く、規則をも立て、種別をもし、さて之を書上にも、口上にも應用せんには、いかばかりか世を益せん、かゝる事にこそ盡力はせられまほしけれ、もし此の事の成就せんには、たゞに天と飴と、日と火との差別のみかは、千言萬語、障壁を隔て、之を聴くとも、決して其の義を誤ることなからん、殊に、今日、諸外國の語、入りまじりて、いとくみだりがはしくなれ、ば、是の時に當たりて、發言の規則を定めんこと、亦要務の一なるべし、あはれ、我が國は言語の國なり、言靈の幸は、ふ國なり、然るに、その言語みだれに亂れ、音韻また知るべからざるにいたらば、悔ゆとも、その甲斐なかるべし、志あらん人たちよ、予が此の四聲考に由りて、さらに考へられなば、たゞに予が幸のみならず、洵に我が國の大幸ならんかし。